

N 所長殿

食の安全・市民ホットライン

食の安全・監視市民委員会

代表 神山美智子

### 消費者から寄せられた「食品のネット販売」の疑問に関する要請書

食の安全・監視市民委員会（以下、当会）は、食の安全問題を調査し、政府や事業者等に様々な意見・要望等を行うことを目的として、2003 年に設立された市民団体です。また、2010 年からは、食の不具合情報の情報収集機関である「食の安全・市民ホットライン（以下、ホットライン）」を展開しております。

ホットラインを運営する当会に対して、消費者から食品のネット販売に対する懸念を訴える以下のような通報がありました。

「ブログで発信し販売しておられる味噌なのですが、普通のお味噌にMとMが入ることによって『KのD味噌』とのこと。味噌にMが入ることによって栄養素が増え体に良いと想像できるようにブログで紹介されています。『（味噌を食した）当日におなかが緩む場合もあります（個人差あり）』とブログに書かれていて、実際におなかが緩み、それが他の食材が原因だとしてもD効果なのだとは勘違いしてしまう場合があると思われ。健康を考え体に良い物を食べていきたいという若い女性が増えています。手作り食品を信頼し、少しお高めでも商品を購入する方がいます。

（中略）その方のブログのURLです」

当会で問題のブログを詳しく調べたところ、「KのD味噌」と宣伝している「M」を販売しているとみられる「Y」は、貴所の管轄である「H」に所在するようです。

参考 URL（当会調査）

貴所には、上記の消費者からの懸念に対して、以下の対応を取られるよう要望します。お忙しいところ恐縮ですが、下記につきまして 7 月 30 日までに書面にてご回答ください。なお、本要請書及び貴所からのご回答は、当会およびホットラインのホームページで公表する予定です。予めご了承ください。

## 記

1. 消費者から通報があった問題のブログや、当会が調べた周辺のネット公開情報だけでは、判明できないのでお尋ねしますが、「Y」は、食品衛生法に基づく「みそ製造業」の営業許可を貴所から受けている事業者でしょうか。仮に、営業許可を受けていない場合には、食品衛生法第 52 条 1 項違反との懸念がありますので、Y に対する監視及び指導の実施、および管轄する警察への告発を要請します。

2. Y のブログには容器包装の映像が示されていないので、容器包装にどのような表示がなされているか不明です。しかしブログから判断する限り、消費者から通報のあった「M」等を宣伝するブログに特商法に基づく表記がされていない懸念がありますので、以上の点に関する Y に対する監視及び指導の実施を要請します。

3. 同じく Y のブログを見る限り、みそに「D」という表記は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条に違反する広告の恐れがありますので、以上の点に関する Y に対する監視及び指導の実施を要請します。

4. 同じく Y のブログを見る限り、販売されている「M」に、食品表示基準に適合した表示があるかどうか不明という懸念がありますので、以上の点に関する Y に対して、監視及び、適切な表示がされていなかった場合においては指導の実施を要請します。

5. 上記の指摘に関する貴所の監視指導の実施結果など、本件事案に関する貴所の見解をご教示ください。

以上

[問合せ先] 食の安全・監視市民委員会事務局  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207  
日本消費者連盟内  
TEL : 03 (5155) 4765/FAX : 03 (5155) 4767